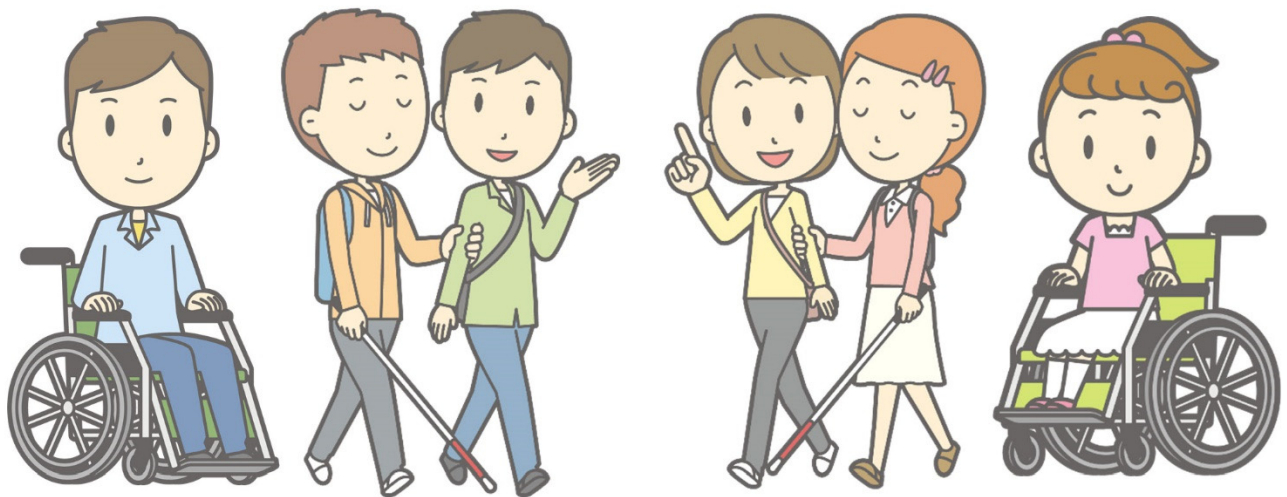


対馬市

第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画
《令和3年度～令和5年度》



令和3年3月

 対馬市

< 目次 >

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	4
4. 障がい者施策の動向	4
5. 計画策定の体制	6
6. 計画の方向性	7
7. 成年後見制度利用促進について	9
8. 障がい福祉サービスの体系	10
第2章 対馬市の状況	11
1. 障がい者等の状況	11
2. 福祉に関するアンケート調査結果	15
3. 事業者・団体アンケート調査結果	26
第3章 成果目標の設定	36
成果目標1 施設入所者の地域生活への移行	36
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	37
成果目標3 地域生活拠点等における機能の充実	38
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等	39
成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等	40
成果目標6 相談支援体制の充実・強化等	42
成果目標7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	42
第4章 サービス見込量と確保方策	43
1. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	43
2. 地域生活支援事業の見込量と確保方策	52
3. 障がい児通所支援等の見込量と確保方策	61
第5章 計画の推進体制	64
1. 計画の推進体制	64
2. P D C A サイクルによる評価と計画の見直し	64

■ 「障がい」の表記について

本計画では、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとします。

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

対馬市では、平成30年3月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」に基づく「対馬市第5期障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービスを計画的に提供してきました。

近年、障がい者の高齢化や重度化が進行し、それにともない障がい福祉サービスのニーズも多様化しており、地域の障がい者のニーズに即したサービスの計画的な提供と、その受け皿となる障がい福祉サービス事業所や人材の確保といった提供体制の整備が重要となっています。

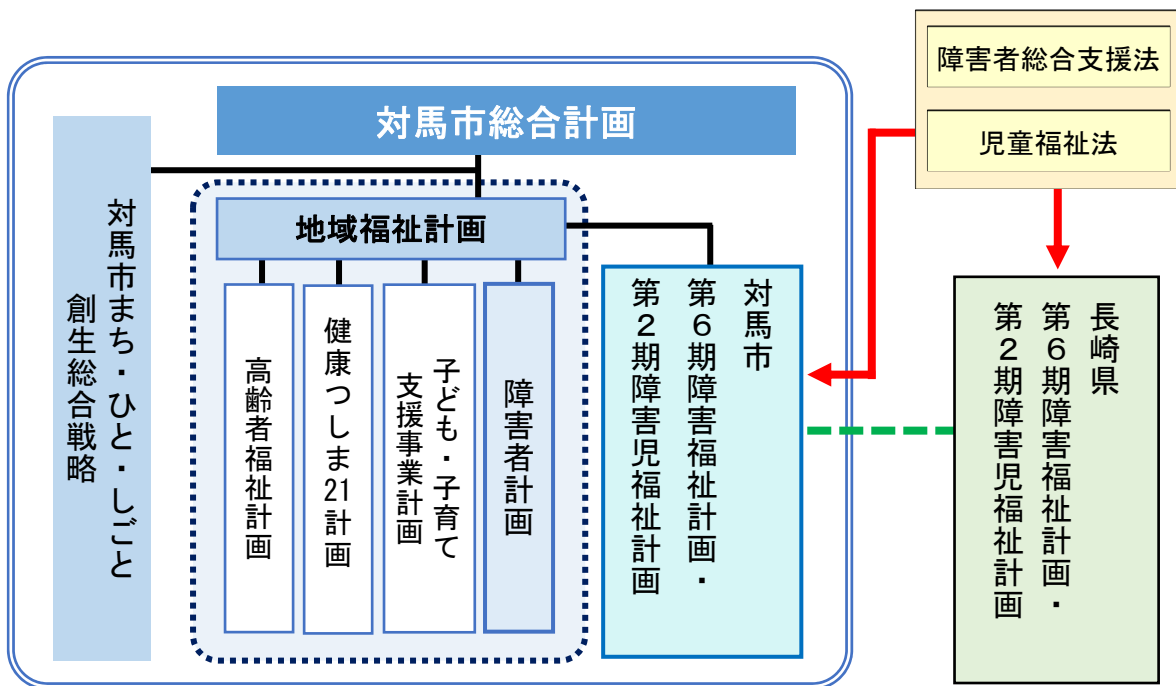
国は、平成30年に国の障がい者施策の最も基本的な計画である第4次障害者基本計画を策定し、障害者基本法の目的の達成と「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という価値観を国民全体で共有できる社会の実現等に向けて、各分野の取組を進めることとしています。また、市町村に対しては、障がい福祉計画策定に関する基本指針を改定し、障がい者の自己決定の尊重や一元的な障がい福祉サービスの実施、社会参加を支える取組などを盛り込むことを求めています。

このような障がい者を取り巻く環境の変化と、地域の実情を踏まえ、今回、「対馬市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」の計画期間が終了するにあたり、新たに「対馬市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」および「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、計画の策定にあたっては、「対馬市総合計画」のもと地域福祉の充実を目的とした「対馬市地域福祉計画」及び「対馬市障害者計画」などの関連計画と調和を図り策定しました。



【策定の根拠法】

【障害者総合支援法】

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法】

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

同6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

【参考】障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係性

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者（児）の自立支援、生活支援の観点から障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等の提供体制の確保のための指針となる計画です。

障がい者計画（「市町村障がい者計画」）は、「障害者基本法」に基づき、地域の障がい者の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、地域における障がい者の現状やニーズを的確に把握するとともに、障がい福祉施策を効果的に推進することを目的とする計画です。

計画	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障がい者のための施策に関する基本的な計画	個別の障がい福祉サービス等の提供量・提供体制を定める計画	障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援の提供量・提供体制などを定める計画
	○対馬市の障がい者福祉施策全般	○障がい福祉サービスの提供量 ○地域生活支援事業等の提供量 ○障がい福祉計画の成果目標	○障がい児通所支援等のサービスの提供量・提供体制 ○障がい児福祉計画に関する成果目標

3. 計画期間

「対馬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

ただし、障がい者（児）のニーズや障がい福祉を取り巻く環境、社会情勢の急激な変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対馬市 障害福祉計画	第4期 (H27~)		第5期			第6期計画 (本計画)		
対馬市 障害児福祉計画			第1期			第2期計画 (本計画)		

4. 障がい者施策の動向

国は、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障がい者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指としています。

これを受けて、厚生労働省は、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

近年の動きとしては、平成30年3月に障がい者の自立や社会参加を支援する様々な施策の土台となる「第4次障害者基本計画」を閣議決定しました。また、障がい福祉サービスにおいても、令和2年3月に障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関する基本的な指針の見直しを行い、市町村に対し新たな障がい福祉計画の策定と、それに基づく障がい福祉サービス等提供体制の計画的な確保を求めています。

■ 第4次障害者基本計画の閣議決定 ■

障害者基本計画は国が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めたもので、障害者権利条約への批准、障害者差別解消法の施行などを背景に、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる社会の実現を目指し、各施策を推進しています。

第4次障害者基本計画の大きな追加点として、2020東京パラリンピックの開催を契機として、各分野における障がい者施策の基本的な方向の柱の一つに「文化芸術活動・スポーツ等の振興」を新たに盛り込み、これらの施策をより強力で推進していくこととしています。

「第4次障害者基本計画」の概要

基本理念（計画の目的）	
共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己表現ができるよう支援	
基本的方向	
1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力で推進	
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保	
3. 障がい者差別の解消に向けた取組を着実に推進	
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実	
総論の主な内容	
○ 当事者本位の総合的・分野横断的な支援	
○ 障がいのある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援	
○ 障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進	
○ 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進	
各分野における障がい者施策の基本的な方向	
1. 安全・安心な生活環境の整備	7. 行政等における配慮の充実
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	8. 雇用・就業、経済的自立の支援
3. 防災、防犯等の推進	9. 教育の振興
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の充実	11. 国際社会での協力・連携の推進
6. 保健・医療の推進	

■第6期障害福祉計画策定に向けた基本指針の見直し■

令和2年には、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しを行い、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたって即すべき事項を定めています。

主な新規項目・見直しの内容として、入所等から地域生活への移行するための支援体制のさらなる強化や障がい福祉人材の確保、障がい者の社会参加を支える取組などが盛り込まれています。また、計画の全体的な目標である成果目標についても、基本指針の改正と連動する形で、障がい者の地域移行・社会参加の促進に向けて、計画の新たな成果目標の追加や既存の成果目標の数値等の見直しが行われています。

「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に係る基本指針見直しの概要

<ul style="list-style-type: none">・地域における生活の維持及び継続の推進・福祉施設から一般就労への移行等・発達障がい者等支援の一層の充実・相談支援体制の充実・強化等・障がい福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none">・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・「地域共生社会」の実現に向けた取組・障がい児支援の提供体制の整備等・障がい者の社会参加を支える取組(新規)・障がい福祉人材の確保(新規)
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 計画策定の体制

本計画の策定において、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関で構成する対馬市地域自立支援協議会を開催し、本計画素案等の検討・審議を行いました。

また、障がい児の保護者及び障がい者福祉に関わる事業所・関係団体等に対するアンケート調査等を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

6. 計画の方向性

(1) 利用者本位のサービスの提供

障がい者が地域で充実した生活を送るためには、本人や家族のニーズ、さらには地域の社会資源を考慮した利用者本位のサービス提供や適切な情報提供が必要となります。

障がい者やその家族の相談に応じ、情報提供を行うとともに、必要な援助を行う相談支援事業の充実を図り、成年後見制度等の地域生活支援事業等の利用を促進します。

また、障がい者等のライフステージに合わせた医療、保健、保育、教育、福祉、就労の場の連携による総合的なサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 障がいの種別等を問わない障がい福祉サービスの実施

障がいの種別、程度を問わず、障がい者等が自ら居住する場所を選択し、必要とするサービスの支援を受けながら、自立と社会参加の実現ができるよう、サービスの提供体制の整備に努め、日中活動系、居住系等の施設やサービスの充実を図ります。

また、難病患者等に対しても同様に、必要な情報提供を行うとともに、適切な障がい福祉サービスが受けられるように努めます。

(3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支える体制整備に努めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築と社会参加の促進

地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保を図るとともに、日常生活を営むために医療を必要とする障がい者等への保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が、共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

また、障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズを踏まえて、地域での自主的な活動や文化活動に関する支援を行います。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児やその家族に対して、障がいの疑いがある段階から、誰もが身近な地域で支援を受けられるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については、市が主体となり、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行うサービスの充実を図るとともに、県や近隣自治体とも連携し地域の障がい児支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージにそって関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が障がい児支援等を利用することで地域の保育・教育等を受け、すべての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児等が、保健、医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援が必要な児童に対する包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材等の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・育成が必要となります。そのために、県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の確保に努めます。

(7) 権利擁護の推進

障がいのある人が主体的に、自らの選択により意思決定ができ、社会参画が促進されるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護の取り組みを推進します。

また、障がいによって差別を受けることのない暮らしやすい地域を目指し、相談体制の充実や生活の場の確保に努めます。

7. 成年後見制度利用促進について

(1) 成年後見制度について

成年後見制度は、障がい者等の権利擁護を図る上で重要な制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念との調和の観点から、判断能力が不十分であるがために、契約等の法律行為における意思決定が困難な方について、「法定後見制度」においては、家庭裁判所が選任する後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」。）がその判断能力を補うことによって、その生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。

本市においては、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会が令和元年7月に権利擁護センターつしまを設置し、法人後見事業を実施していることから、今後も引き続き連携を図り利用促進を行います。

(2) 制度利用促進に向けた取組

① 成年後見制度

1) 権利擁護センターつしまにおける取組

令和元年7月に設置された権利擁護センターつしまでは、以前より対馬市社会福祉協議会で実施していた日常生活自立支援事業に加え、法人として後見業務を受任する法人後見業務を開始しました。これらの事業・業務と同時に、中核機関に期待されている各種機能を充足するための業務も行っています。本市では、対馬市社会福祉協議会に対し権利擁護センターつしまの運営費の一部を補助しています。

2) 成年後見等開始の審判市長申立

成年後見等開始の審判を申し立てる身近な親族がない場合、市長が申立てを行うことができることとなっています。本市では関係機関からの要請や日頃の支援を通じて申立てが必要なケースを把握した場合、各種調査を行った上で市長による成年後見等開始の審判を申し立てています。

3) 成年後見人等に対する報酬の助成

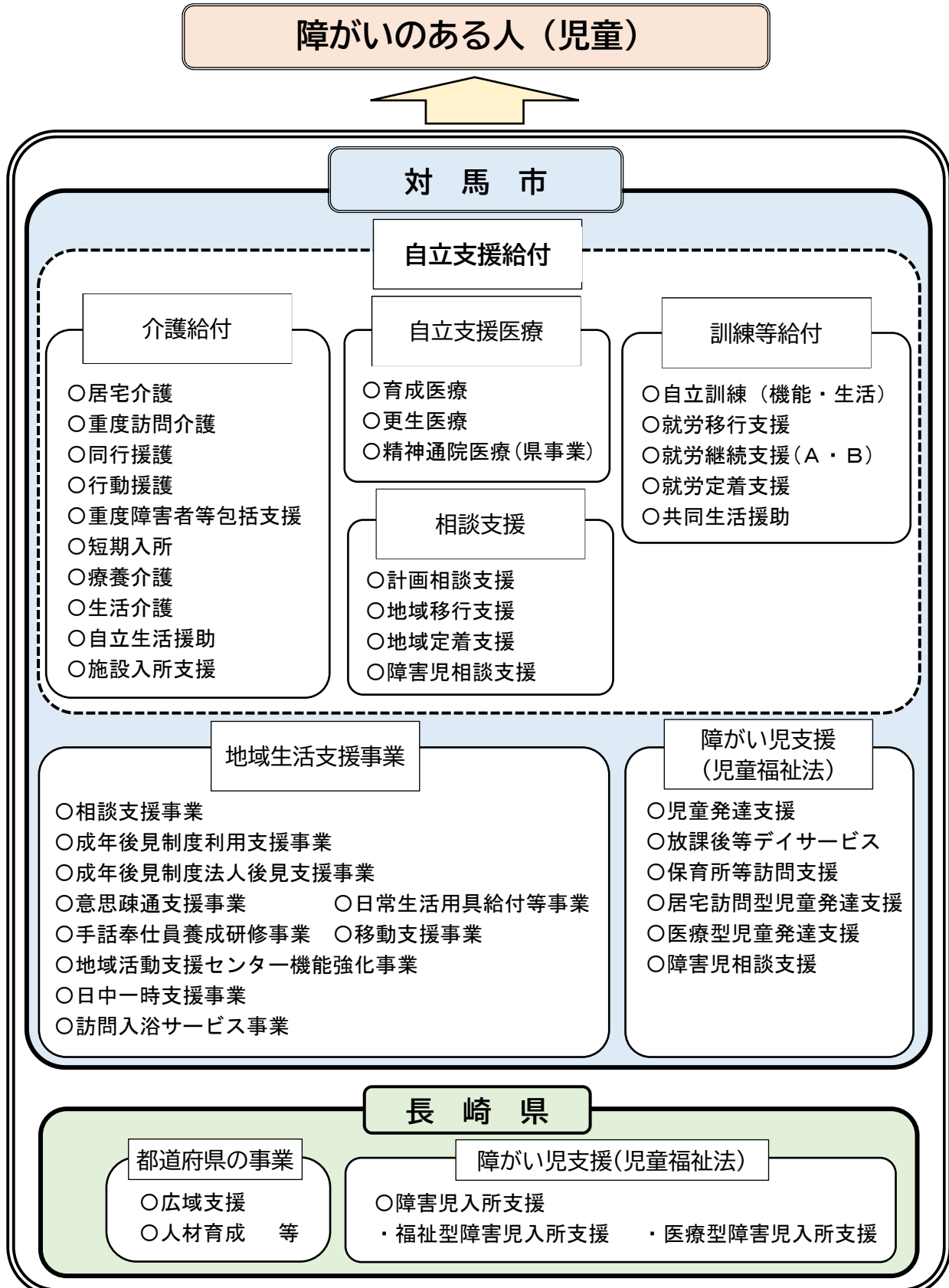
成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な方に対し、報酬の一部又は全部の助成を行っています。

② 権利擁護に関する普及啓発

パンフレットの配布や研修会の開催等を通じ、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の障がい者の権利擁護に関する制度の普及啓発を行っています。引き続きパンフレットの配布や研修会の開催を通じ、障がい者の権利擁護に関する制度等の普及啓発に努めます。

8. 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児支援サービス等の体系は下図のとおりです。



長崎県

都道府県の事業

- 広域支援
- 人材育成 等

障がい児支援（児童福祉法）

- 障害児入所支援
- ・福祉型障害児入所支援
- ・医療型障害児入所支援

第2章 対馬市の状況

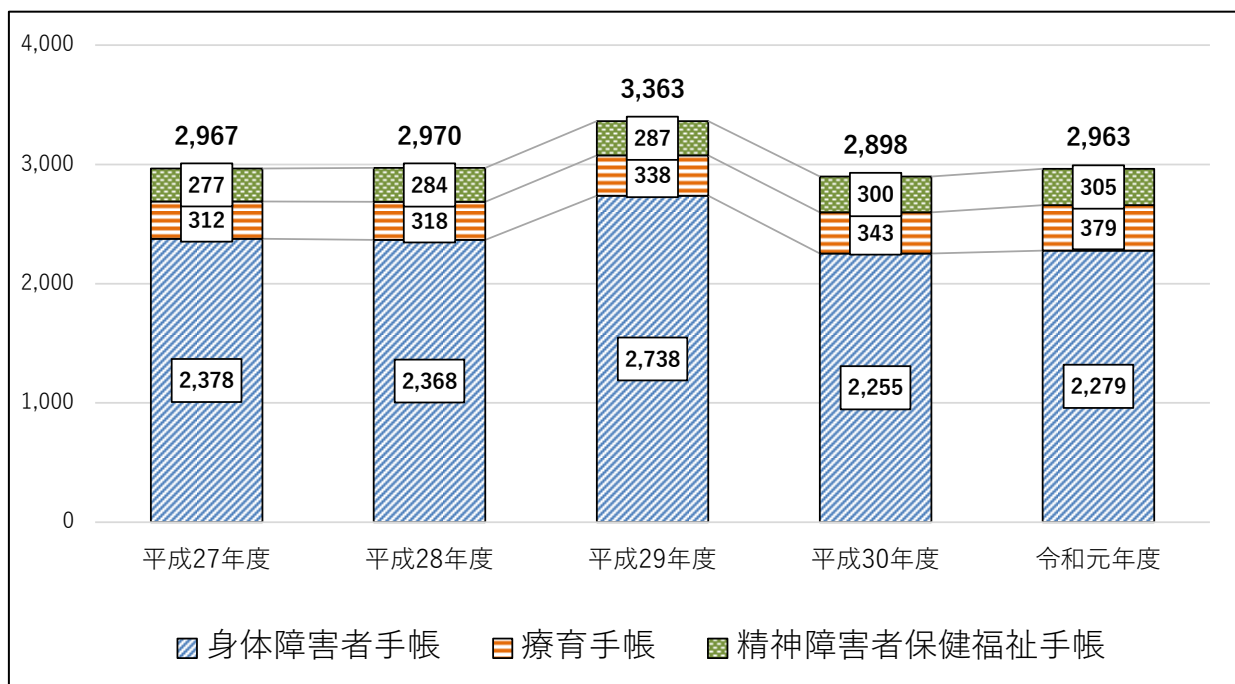
1. 障がい者等の状況

(1) 各障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成27年度の2,967人から令和元年度の2,963人とほぼ横ばいで推移しています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数は減少平成29年度を除いて減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

■手帳種別障害者手帳所持者数の推移



単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳	2,378	2,368	2,738	2,255	2,279
療育手帳	312	318	338	343	379
精神障害者保健福祉手帳	277	284	287	300	305
合計	2,967	2,970	3,363	2,898	2,963

各年度末現在

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を障害程度等級別で見ると、「1級」～「5級」はおおむね減少傾向にありますが、「6級」は微増傾向にあります。

年齢別で見ると、18歳未満及び18～64歳ではおおむね減少していますが、65歳以上では増加しており、全体として障がい者の高齢化が進行している状況です。

障がい種別で見ると、「聴覚・平衡機能障がい」は増加傾向にありますが、その他の障がい種別はおおむね減少しています。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計		2,378	2,368	2,738	2,255	2,279
障害程度等級別	1級	614	593	534	580	612
	2級	369	344	387	312	309
	3級	468	458	538	409	400
	4級	548	538	674	518	519
	5級	158	160	222	151	151
	6級	221	270	383	285	288
年齢別	18歳未満	24	23	30	19	17
	18～64歳	788	859	900	567	468
	65歳以上	1,566	1,481	1,808	1,669	1,794
障がい種別	視覚障がい	176	164	176	138	139
	聴覚・平衡機能障がい	317	368	435	395	396
	音声・言語・そしゃく機能障がい	20	19	32	16	15
	肢体不自由	1,169	1,133	1,397	1,057	1,061
	内部障がい	696	679	698	649	668

各年度末現在

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数を障害程度別で見ると、「A1」「B1」「B2」は増加傾向にあり、「A2」は減少傾向にあります。

全体として療育手帳所持者数が増加している中、年齢別でも「18歳未満」「18歳以上」とともに増加傾向にあります。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計		312	318	338	343	379
障害程度別	A1	76	79	84	76	85
	A2	66	61	63	59	61
	B1	80	81	82	80	93
	B2	90	97	109	128	140
年齢別	18歳未満	49	51	67	67	72
	18歳以上	263	267	271	276	307

各年度末現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害等級別で見ると、「1級」はほぼ横ばいで推移しており、「2級」「3級」は増加傾向にあります。

年齢別で見ると、「65歳以上」は減少傾向にありますが、「18歳～64歳」については増加傾向で推移しています。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計		277	284	287	300	305
障害等級別	1級	40	40	39	42	39
	2級	175	183	178	180	184
	3級	62	61	70	78	82
年齢別	18歳未満	3	3	2	3	5
	18～64歳	174	180	187	204	210
	65歳以上	100	101	98	93	90

各年度末現在

(5) 難病患者の状況

特定疾患医療費受給者証交付件数の推移については、平成27年度の298件から、令和元年度では293件となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

■特定疾患医療費受給者証交付証交付件数の推移

単位：件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定疾患医療費受給者証交付件数 (特定医療費(指定難病)支給認定件数)	298	288	293

※ただし、特定疾患医療費(指定難病)として認定されている疾患数としての計上

各年度末現在

指定難病医療費助成制度

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行にともない、平成27年1月1日から長崎県が開始した指定難病患者の方々を対象とする医療費助成制度です。国の指定難病の認定数の増加にともない、対象範囲が拡大し、令和元年7月1日現在、指定難病333疾病が医療費助成の対象となっています。

(6) 障害支援区分認定者の状況

一部の障がい福祉サービス等の利用に必要な障害支援区分認定については、全体としてほぼ横ばいの状況です。区分別では「区分2」が最も多くなっており、認定者数も増加傾向にあります。

■障害支援区分認定の状況

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分1	40	46	51	41	31
区分2	111	90	109	127	129
区分3	72	75	90	76	63
区分4	32	41	42	41	42
区分5	40	35	37	34	35
区分6	40	46	40	48	45
合計	335	333	369	367	345

資料：各年度末現在

2. 福祉に関するアンケート調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

「対馬市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の策定にあたり、本市の障がいのある子どもとその保護者の生活状況やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするとともに、今後の障がい福祉施策の推進に活用することを目的として実施しました。

②調査時期

令和2年8月29日 ～ 9月30日

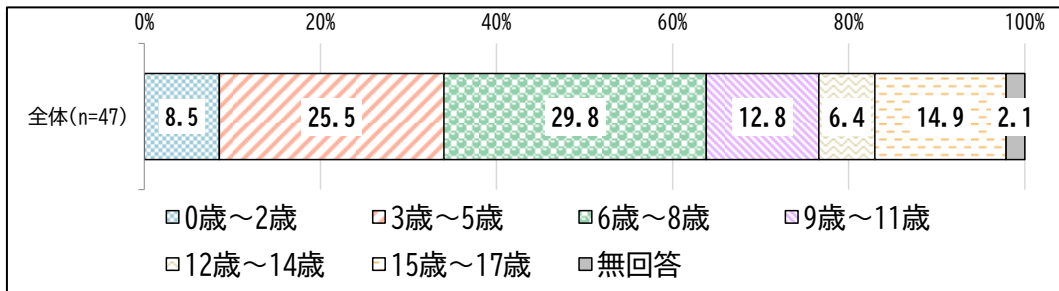
③調査方法及び調査対象者

調査対象	調査方法	配布数	回収数	回答率
・対馬市在住で、障害者手帳等を所持している18歳未満の方の保護者、及び通所サービスを利用している方の保護者	郵送による配布・回収	99件	47件	48.1%

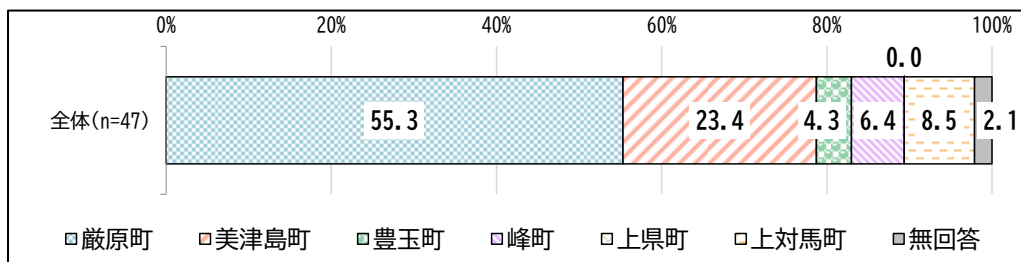
(2) 調査結果の概要

回答者の属性

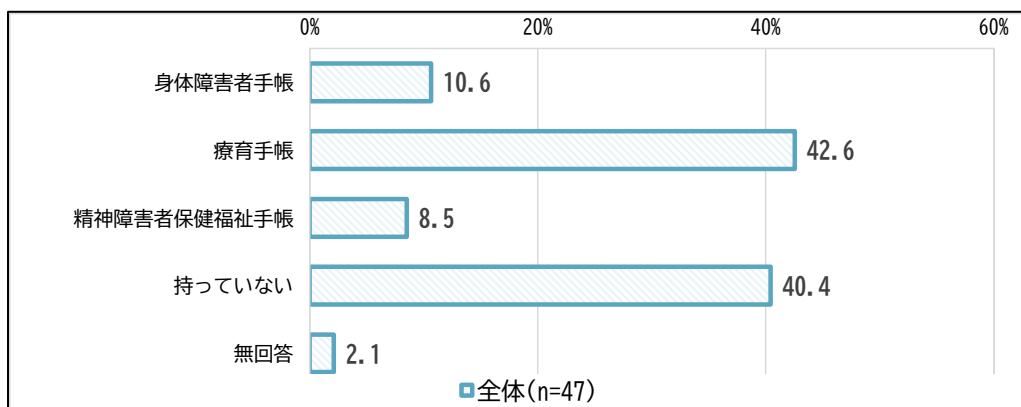
年齢



居住地域



各種手帳の所持状況

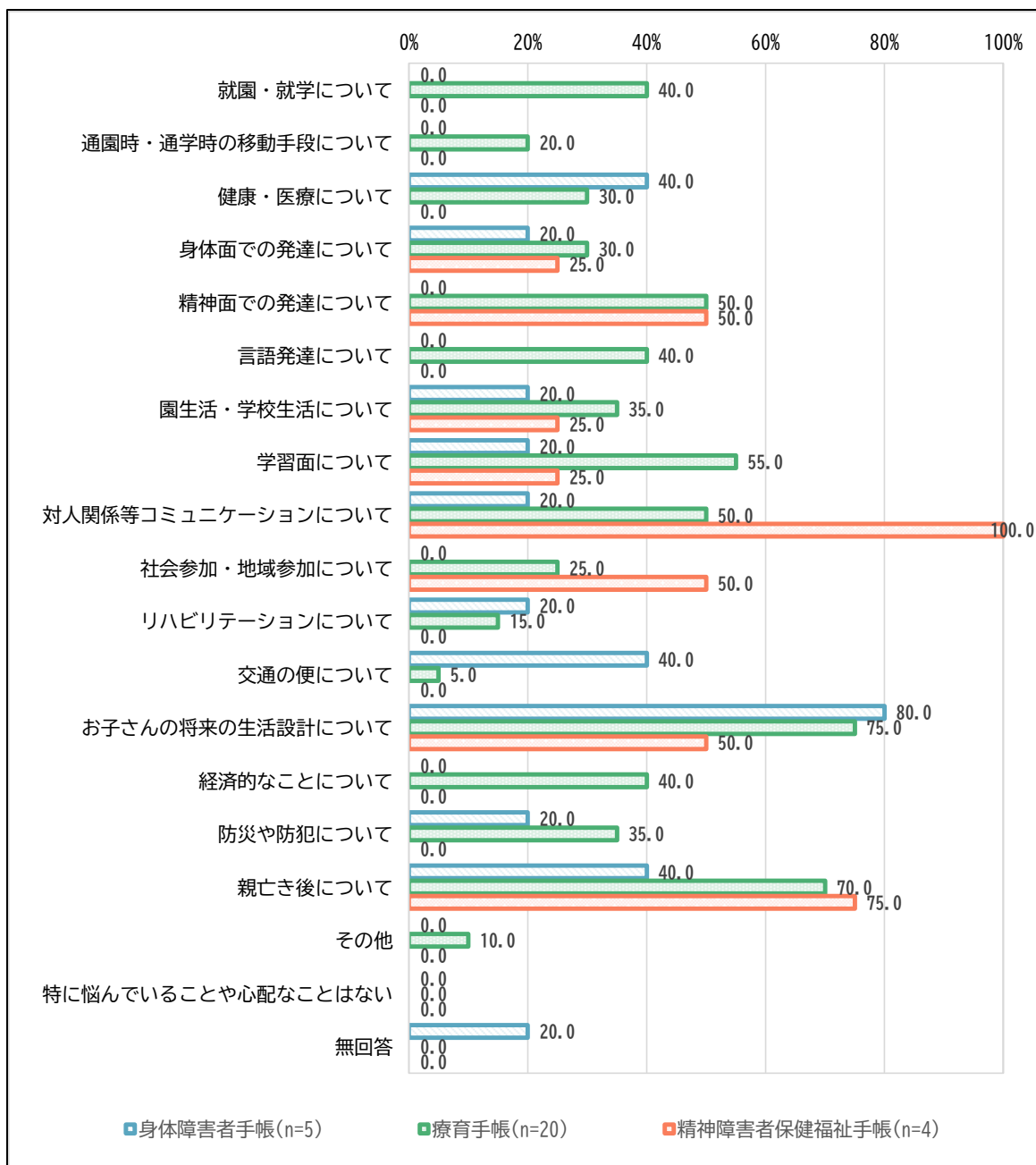


■ お子様のことで悩んでいること、心配に思うこと

身体障害者手帳所持者では「お子さんの将来の生活設計について」(80.0%)が最も高くなっており、他の手帳所持者と比較して「健康・医療について」「交通の便について」(ともに40.0%)が高くなっています。

療育手帳所持者においても、「お子さんの将来の生活設計について」が最も高くなっており、他の手帳所持者との比較では、「学習面について」(55.0%)が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「対人関係等コミュニケーションについて」(100.0%)が最も高くなっており、他の手帳所持者と比較して「社会参加・地域活動について」(50.0%)が高くなっています。

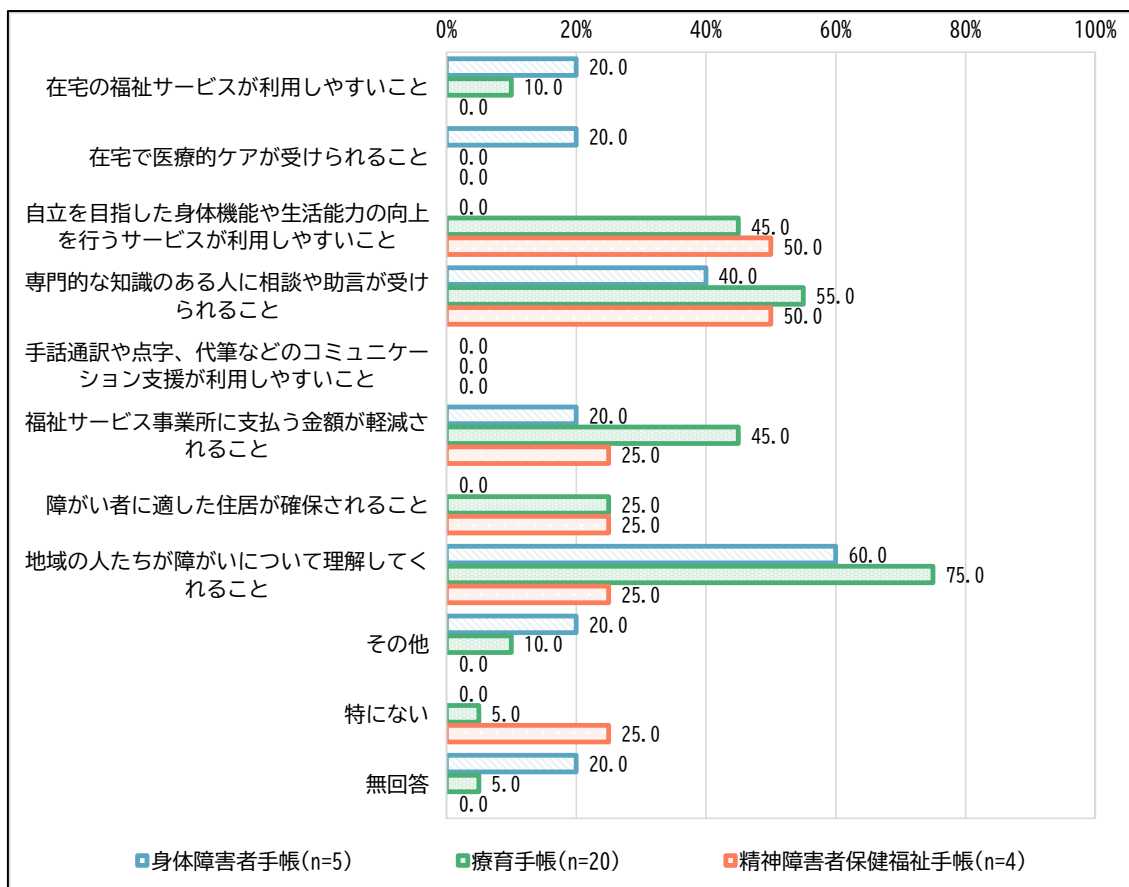


■ お子様地域で安心・安全な生活をするために必要なこと

身体障害者手帳所持者では「地域の人たちが障がいについて理解してくれること」(60.0%)が最も高くなっており、他の手帳所持者と比較して「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」(20.0%)、「在宅で医療的ケアが受けられること」が高くなっています。

療育手帳所持者においても、「地域の人たちが障がいについて理解してくれること」(75.0%)が最も高くなっており、他の手帳所持者との比較では「福祉サービス事業所に支払う金額が軽減されること」(45.0%)が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」(ともに50.0%)が最も高くなっています。

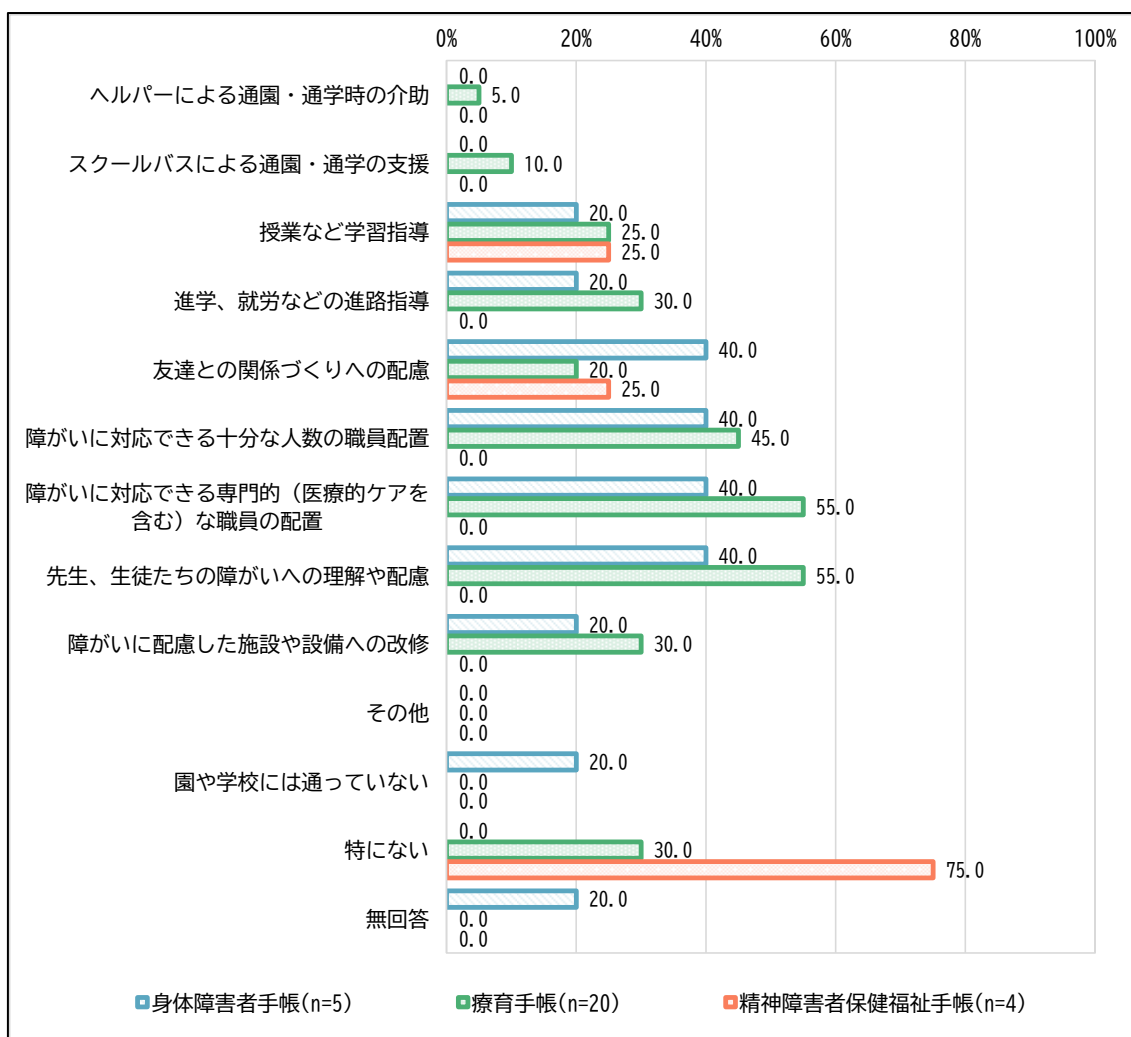


■ お子様現在通っている園や学校で、さらに充実させるべきだと思うこと

身体障害者手帳所持者では、「友達との関係づくりへの配慮」「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」「障がいに対応できる専門的（医療的ケアを含む）な職員の配置」「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」（それぞれ 40.0%）が最も高くなっています。

療育手帳所持者では、「障がいに対応できる専門的（医療的ケアを含む）な職員の配置」「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」（ともに 55.0%）が最も高く、これらの項目は他の手帳所持者と比較しても高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「特にない」（75.0%）が最も高くなっています。



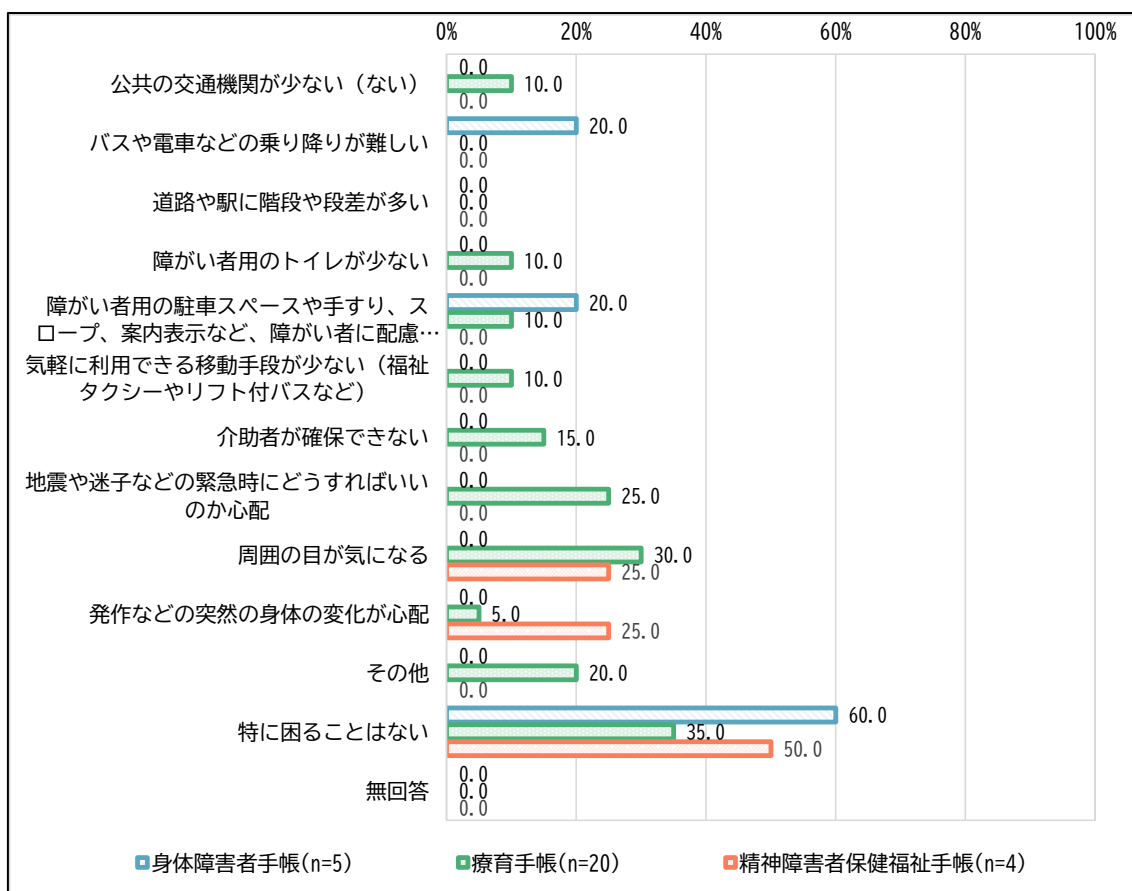
■ お子様と一緒に外出する時に困ること

各手帳所持者ともに「特に困ることはない」が最も高くなっています。

身体障害者手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「バスや電車などの乗り降りが難しい」「障がい者用の駐車スペースや手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」（ともに20.0%）が高くなっています。

療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「地震や迷子などの緊急時にどうすればいいのか心配」（25.0%）、「周囲の目が気になる」（30.0%）が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「発作などの突然の身体の変化が心配」（25.0%）が高くなっています。

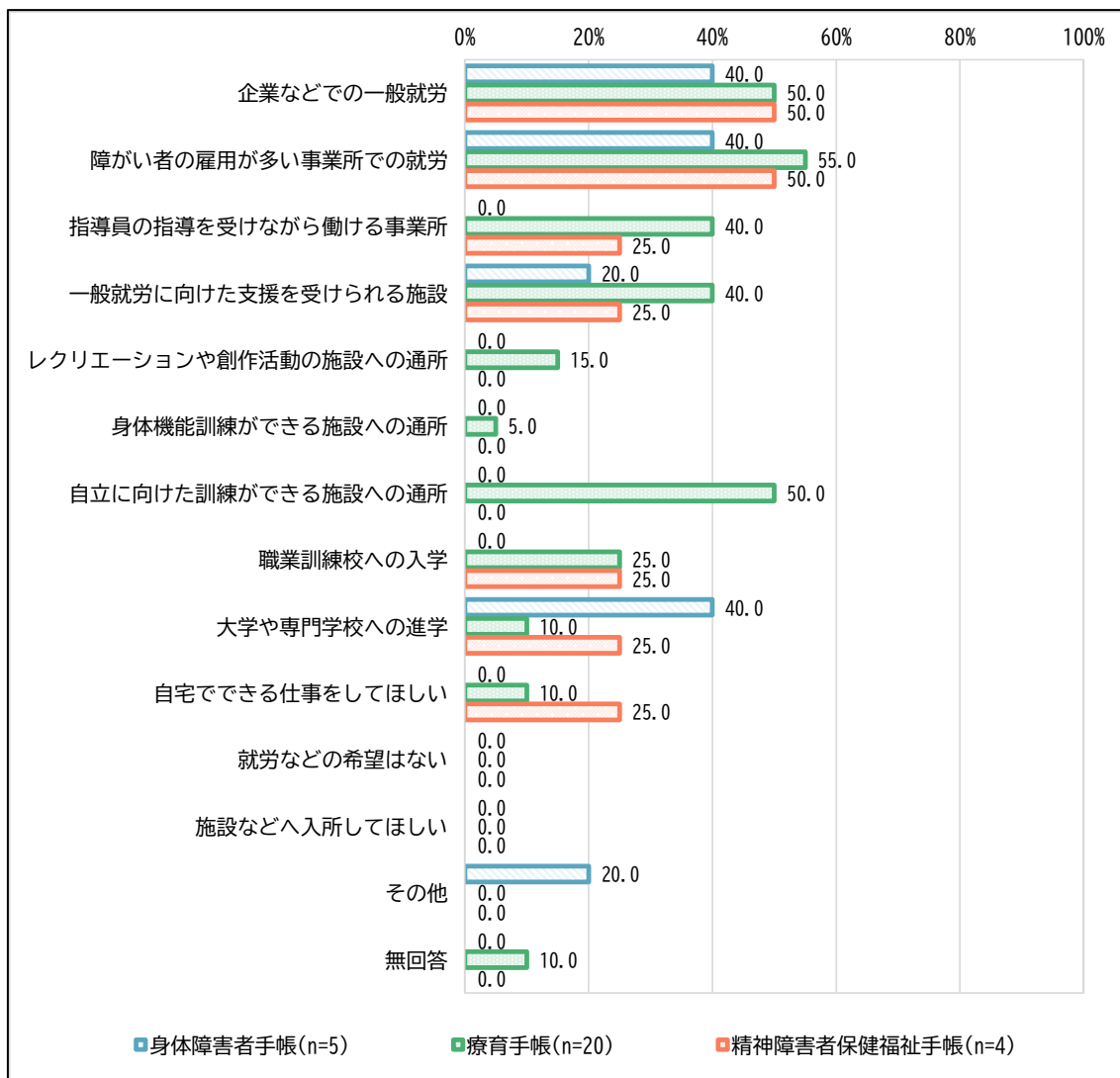


■ お子様の将来の進路についての希望

身体障害者手帳所持者では、「企業などでの一般就労」「障がい者の雇用が多い事業所での就労」「大学や専門学校への進学」（それぞれ 40.0%）が最も高く、他の手帳所持者との比較では、「大学や専門学校への進学」が高くなっています。

療育手帳所持者では、「障がい者の雇用が多い事業所での就労」（55.0%）が最も高く、他の手帳所持者との比較では、「指導員の指導を受けながら働ける事業所」「一般就労に向けた支援を受けられる施設」（ともに 40.0%）、「自立に向けた訓練ができる施設への通所」（50.0%）が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「企業などでの一般就労」「障がい者の雇用が多い事業所での就労」（ともに 50.0%）が最も高く、他の手帳所持者との比較では、「自宅でできる仕事をしてほしい」（25.0%）が高くなっています。

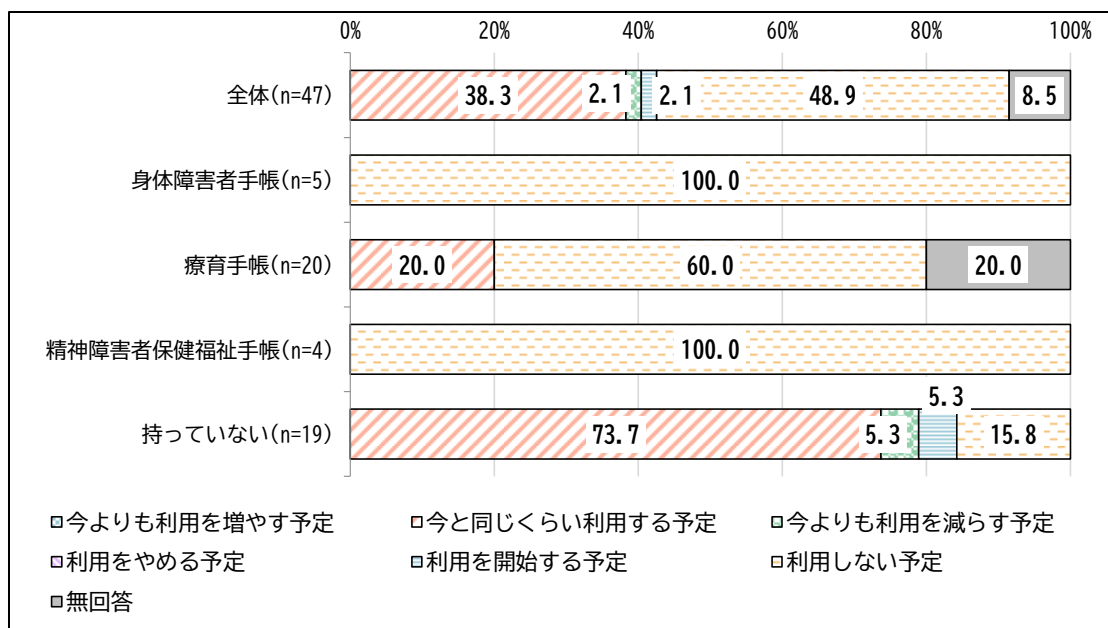


障がい福祉サービスの利用について

全体では、「利用しない予定」(48.9%)が最も高くなっており、次いで「今と同じくらい利用する予定」(38.3%)となっています。

身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では、「利用しない予定」が10割となっています。

また、手帳を所持していない方については、「今と同じくらい利用する予定」が7割を超えています。



■ 障がい児支援として重要だと思うこと

身体障害者手帳所持者では、「通院・治療のための医療費の助成」「在宅生活を支えるための医療の充実」（ともに 60.0%）が最も高く、他の手帳所持者と比較して、この2つと合わせて「緊急時や災害時の支援体制の充実」（40.0%）が高くなっています。

療育手帳所持者では、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」（55.0%）が最も高く、他の手帳所持者との比較では「障がい児に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」（50.0%）が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など）」（ともに 50.0%）が最も高くなっています。

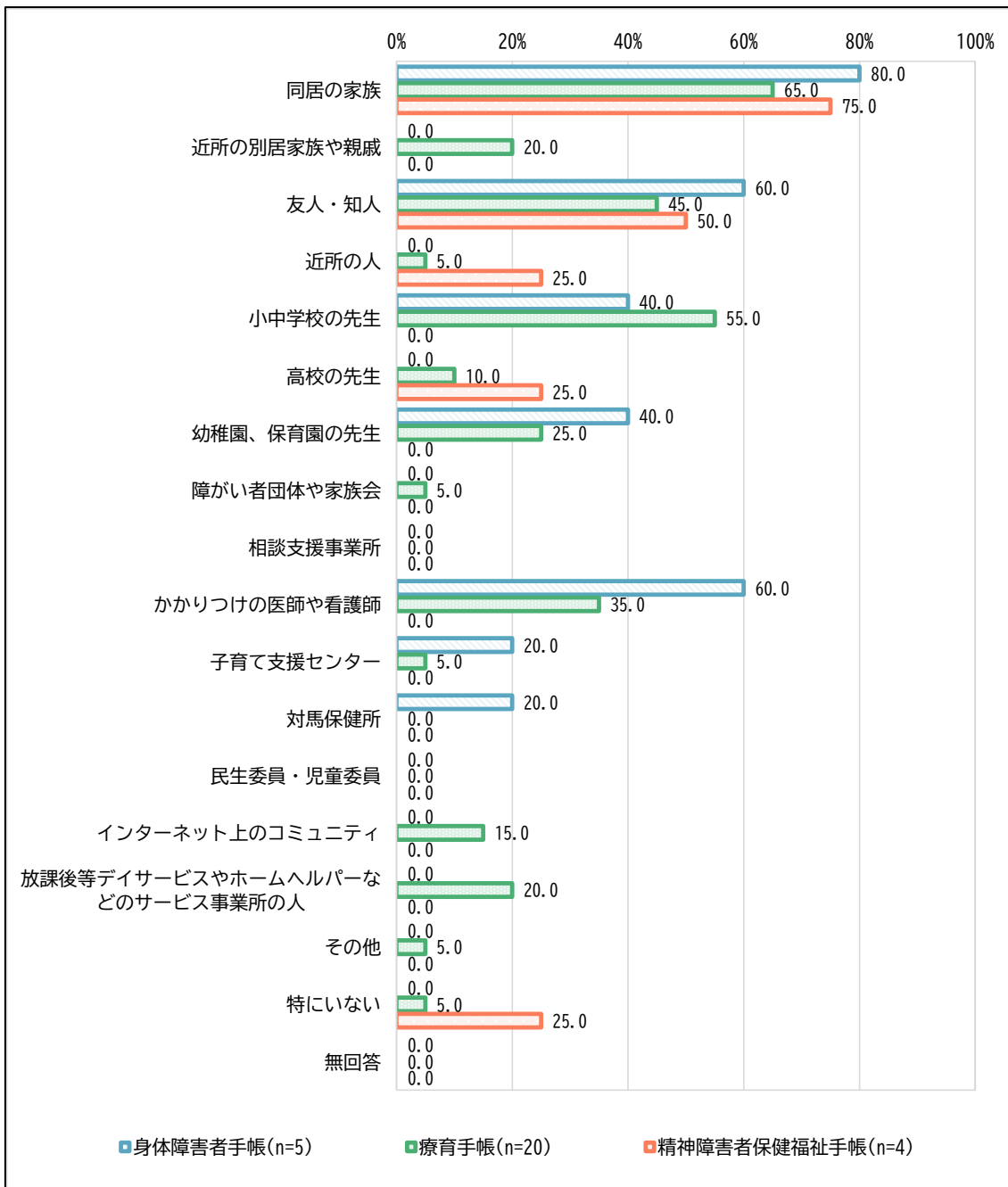


■悩みや困りごとの相談相手

各手帳所持者ともに「同居の家族」が最も高くなっています。

身体障害者手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「かかりつけの医師や看護師」(60.0%)が高くなっています。

療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「小中学校の先生」(55.0%)が高くなっています。

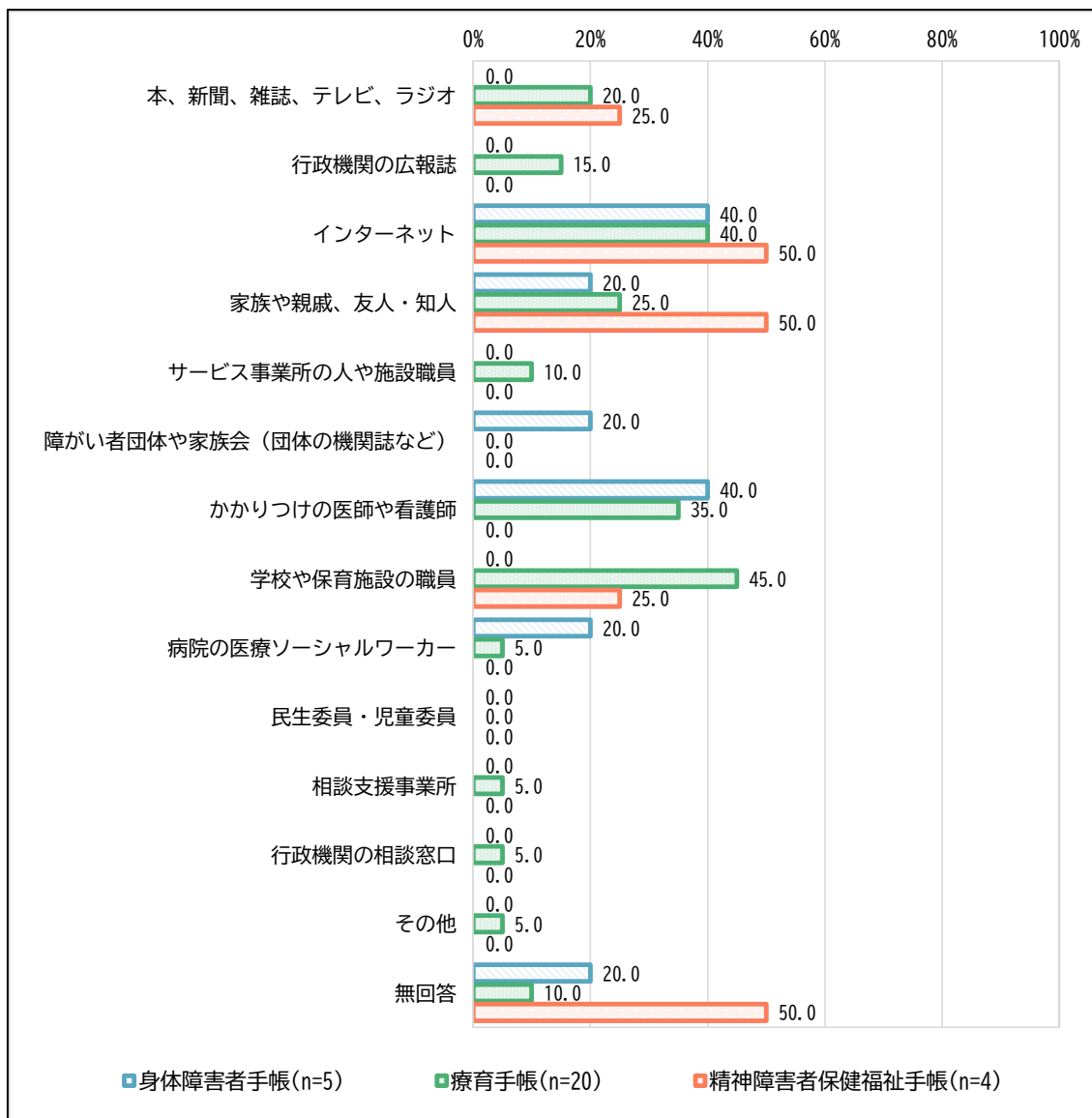


■福祉サービス等に関する情報の入手

身体障害者手帳所持者では、「インターネット」「かかりつけの医師や看護師」(40.0%)が最も高く、他の手帳所持者との比較では「障がい者団体や家族会」「病院の医療ソーシャルワーカー」(ともに 20.0%)の割合が高くなっています。

療育手帳所持者では、「学校や保育施設の職員」(45.0%)が最も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「インターネット」「家族や親戚、友人・知人」(50.0%)が最も高く、これらは他の手帳所持者との比較でも高くなっています。



3. 事業者・団体アンケート調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

「対馬市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の策定にあたり、障がい福祉サービス等事業者の現在のサービス提供体制及び今後の方針、障がい者に関わる団体の活動状況、事業者・団体や利用者を取り巻く現状や課題を把握し、計画策定の基礎資料とするとともに、今後の障がい福祉施策の推進に活用することを目的として実施しました。

②調査時期

令和2年8月29日 ～ 9月30日

③調査方法及び調査対象者

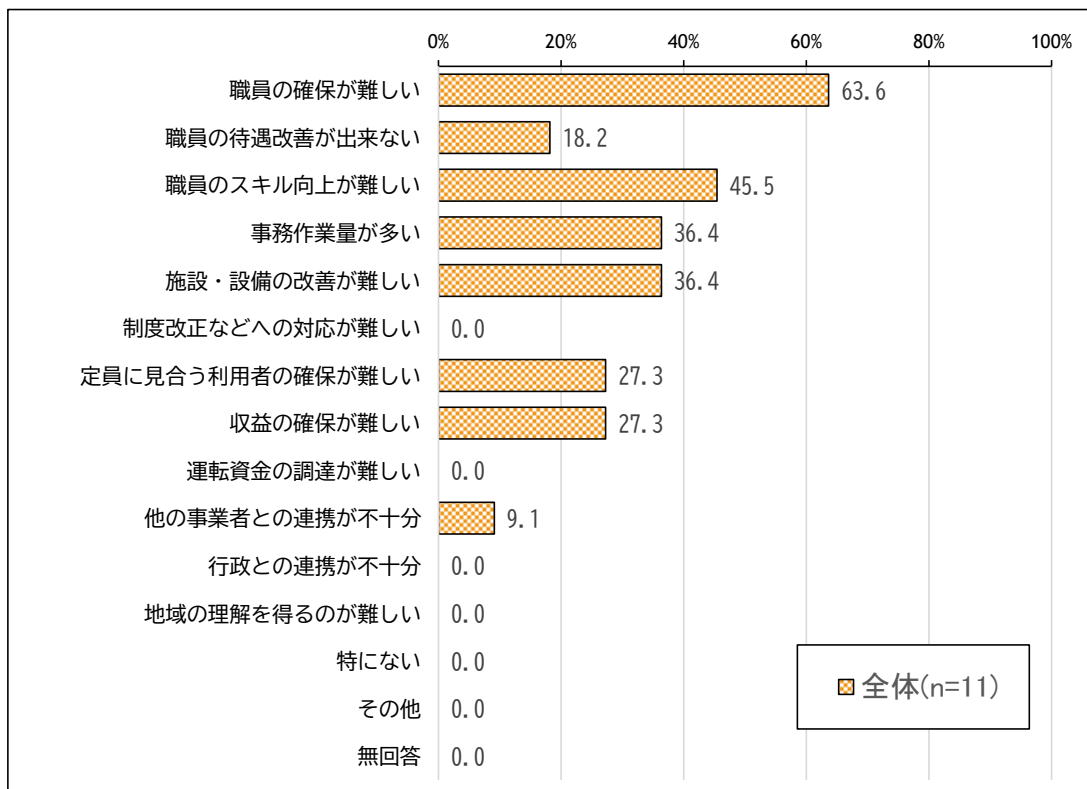
区分	調査対象	調査方法	配布数	回収数	回答率
事業者向けアンケート調査	対馬市内の障がい福祉サービス等事業所	郵送による配布・回収	21件	11件	52.4%
関係団体向けアンケート調査	対馬市内で活動する障がい福祉団体等		7件	4件	57.1%

(2) 調査結果の概要

■ 事業所を経営していく上での問題点（複数回答）

事業所を経営していく上での問題点については、「職員の確保が難しい」（63.6%）が最も高く、次いで「職員のスキル向上が難しい」（45.5%）、「事務作業量が多い」「施設・設備の改善が難しい」（ともに36.4%）となっています。

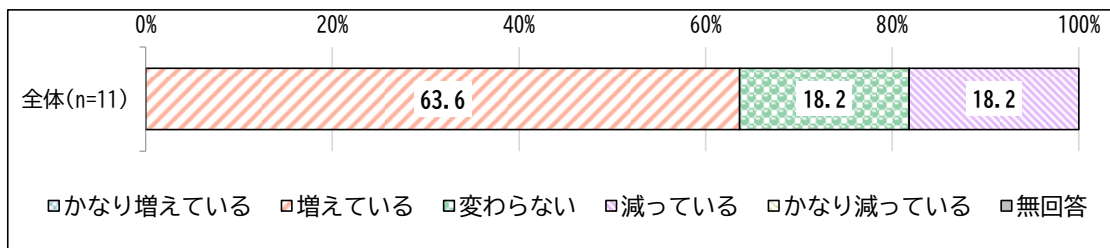
	標本数（人）	職員の確保が難しい	職員の待遇改善が出来ない	職員のスキル向上が難しい	事務作業量が多い	施設・設備の改善が難しい	難しい 制度改正などへの対応が	定員に見合う利用者の確保が難 しい	収益の確保が難しい	運転資金の調達 が難しい	他の事業者との連携が不十分	行政との連携が不十分	地域の理解を得るのが難しい	特 に な い	そ の 他	無 回 答
全体 （単純集計）	11	7 63.6%	2 18.2%	5 45.5%	4 36.4%	4 36.4%	0 0.0%	3 27.3%	3 27.3%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%



■昨年度と比較した、新規のサービス提供依頼者数の動向

昨年度と比較した、新規のサービス提供依頼者数の動向については、「増えている」(63.6%)、「変わらない」「かなり減っている」(ともに18.2%)となっています。

	標本数(人)	かなり増えている	増えている	変わらない	減っている	かなり減っている	無回答
全体(単純集計)	11	0 0.0%	7 63.6%	2 18.2%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%

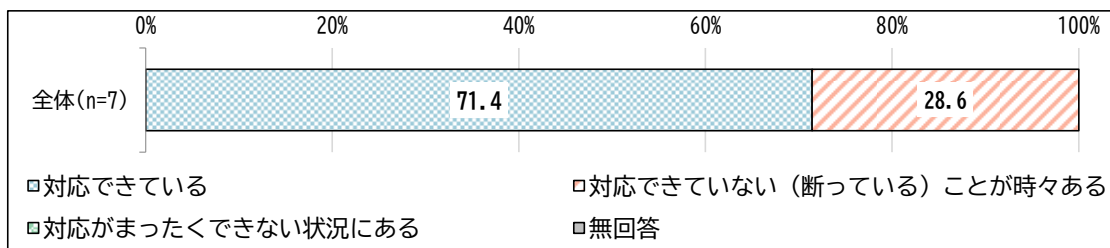


【前問で「かなり増えている」「増えている」と回答した事業所のみ回答】

■サービス提供依頼者数増加への対応

サービス提供依頼者数増加への対応については、「対応できている」(71.4%)が「対応できていない(断っている)ことが時々ある」(28.6%)を上回っています。

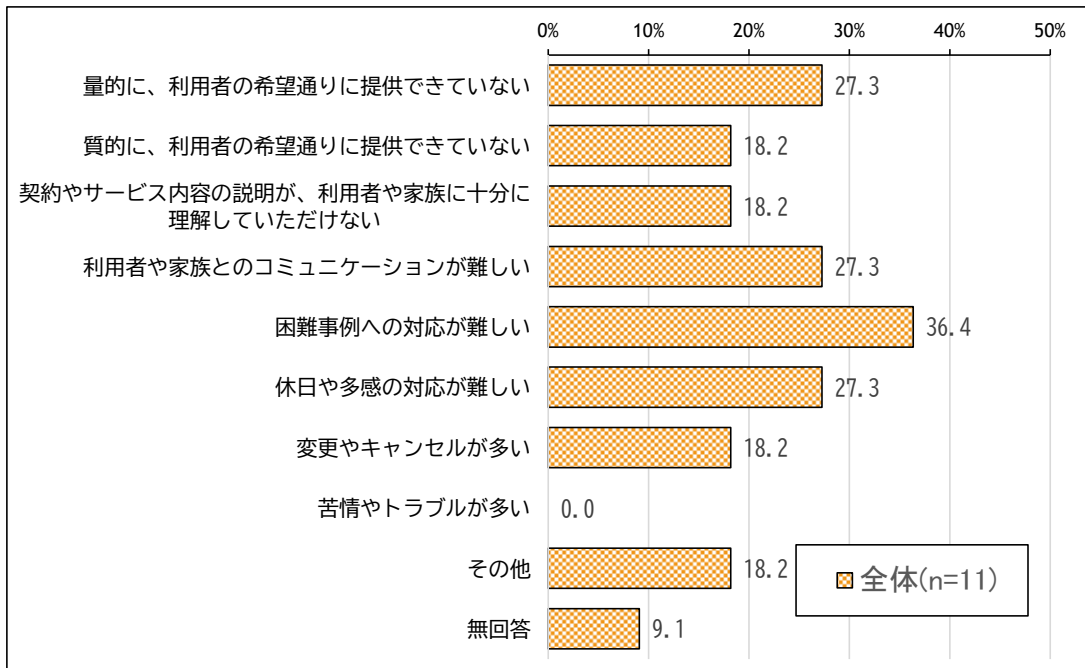
	標本数(人)	対応できている	対応できていない(断っている)ことが時々ある	対応がまったくできない状況にある	無回答
全体(単純集計)	7	5 71.4%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%



■ サービスを提供する上での課題（複数回答）

サービスを提供する上での課題については、「困難事例への対応が難しい」（36.4%）が最も高く、次いで「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」「利用者や家族とのコミュニケーションが難しい」「休日や夜間の対応が難しい」（それぞれ 27.3%）となっています。

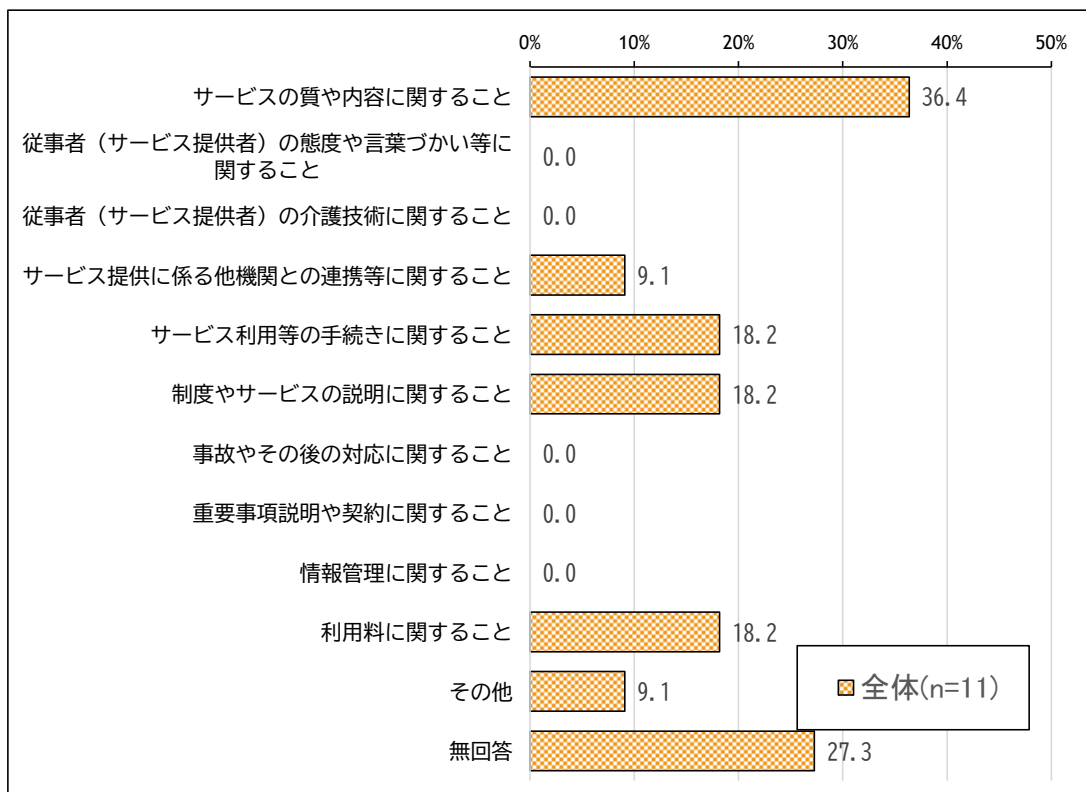
	標本数（人）	量的に、 利用者の希望通りに提 供できていない	質的に、 利用者の希望通りに提 供できていない	契約やサー ビス内容の説明が、 利用者や家族に十分に 理解していただけない	利用者や家族とのコミュニ ケーションが難しい	困難事例への 対応が難しい	休日や夜間 の対応が難しい	変更やキャン セルが多い	苦情やトラ ブルが多い	その他	無回 答
全体 (単純集計)	11	3 27.3%	2 18.2%	2 18.2%	3 27.3%	4 36.4%	3 27.3%	2 18.2%	0 0.0%	2 18.2%	1 9.1%



サービス利用に関する、利用者やご家族の方からの相談や苦情の内容 (複数回答)

サービス利用に関する、利用者やご家族の方からの相談や苦情の内容については、無回答を除くと、「サービスの質や内容に関すること」(36.4%)が最も高くなっています。

	標本数(人)	サービスの質や内容に関すること	従事者(サービス提供者)の態度や言葉づかい等に関すること	従事者(サービス提供者)の介護技術に関すること	サービス提供に係る他機関との連携等に関すること	サービス利用等の手続きに関すること	制度やサービスの説明に関すること	事故やその後の対応に関すること	重要事項説明や契約に関すること	情報管理に関すること	利用料に関すること	その他	無回答
全体(単純集計)	11	4	0	0	1	2	2	0	0	0	2	1	3
		36.4%	0.0%	0.0%	9.1%	18.2%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	9.1%	27.3%



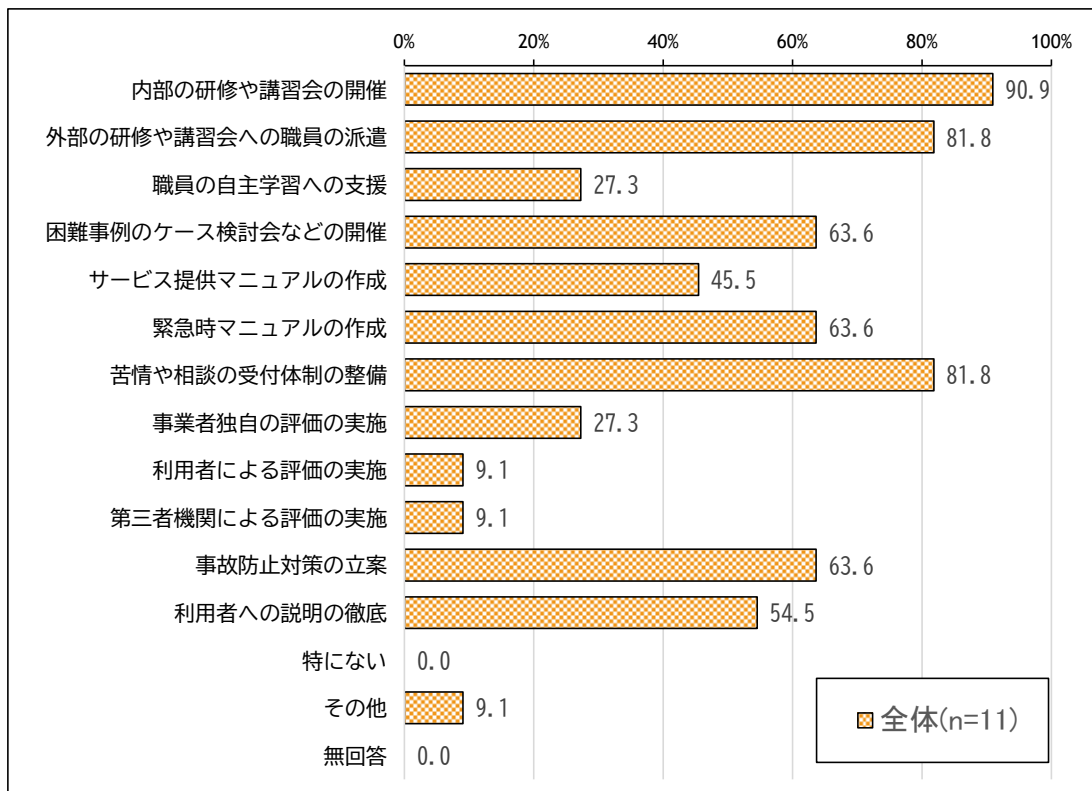
■利用者やご家族の方から寄せられた苦情への対応（自由記述）

<p>苦情受付及び相談係を置き、第三者委員の設置、その他の行政や苦情受付機関を重要事項説明書に記載し、契約時に必ず説明しています。しかし、今まで苦情が寄せられたことがないため、実際に対応したことはありません。</p>
<p>苦情受付及び相談係を置き、第三者委員その他の重要事項説明書に記載し案内しています。しかし、今まで苦情が寄せられたことがないため、実際に対応したことはありません。</p>
<p>利用者へ責任者がわかるように説明行う。</p>
<p>苦情ではなく預かり金管理台帳などを送付した際に内容について問い合わせがある場合が多く、丁寧に説明して納得して頂いている。</p>
<p>透析での乗降の病院へのお迎えが他の利用者の病院受診が長引いた為、予定していた時間に行く事が出来ずお待たせしてしまった（遅れる事は連絡を入れ、お伝えした）。透析後はお疲れで体調もあまり良くなく、不機嫌だったご家族にも事情は説明し、納得して頂いたが、なるべくこの様な事はない様にして欲しいと話された。</p>
<p>送迎時の介助方法に対しての苦情について。状況説明を行うとともに謝罪を行い、以後十分注意して適切なケアを心掛ける旨お伝えしました。また、介助方法について、確認、職員指導を徹底していくことを伝え、ご理解をいただいております。</p>

■サービス向上のための取組の内容（複数回答）

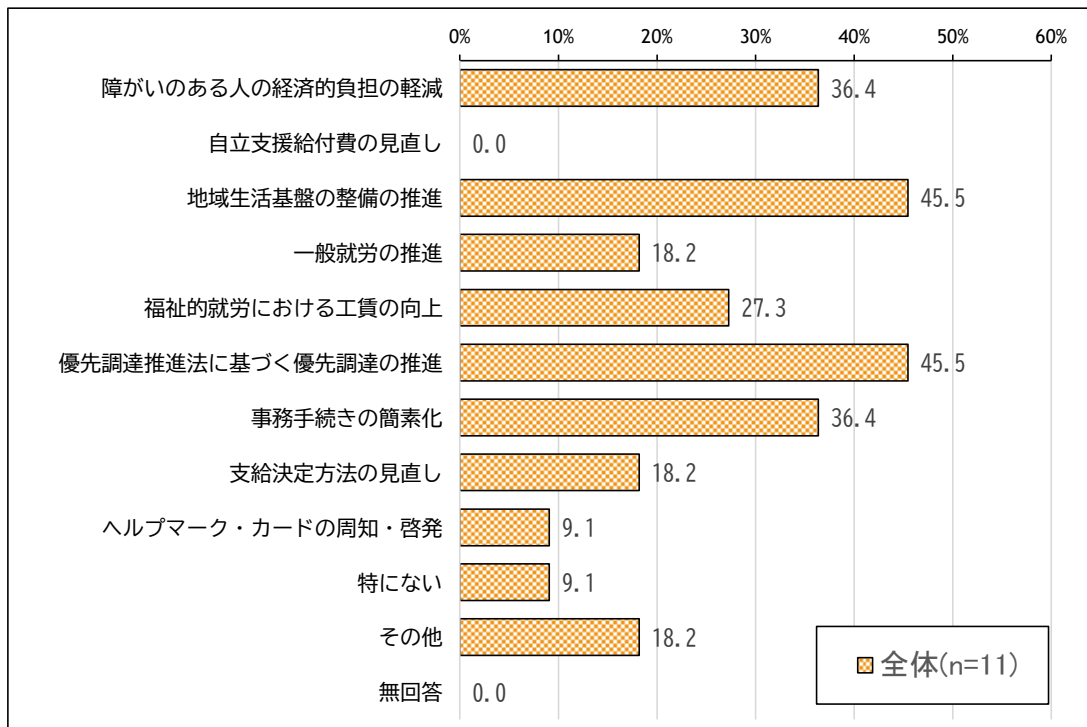
サービス向上のための取組の内容については、「内部の研修や講演会の開催」（90.9%）が最も高く、次いで「外部の研修や講習会への職員の派遣」「苦情や相談の受付態勢の充実」（ともに81.8%）となっています。

	標本数（人）	内部の研修や講習会の開催	外部の研修や講習会への職員の派遣	職員の自主学習への支援	困難事例のケース検討会などの開催	サービス提供マニュアルの作成	緊急時マニュアルの作成	苦情や相談の受付体制の整備	事業者独自の評価の実施	利用者による評価の実施	第三者機関による評価の実施	事故防止対策の立案	利用者への説明の徹底	特にない	その他	無回答
全体（単純集計）	11	10 90.9%	9 81.8%	3 27.3%	7 63.6%	5 45.5%	7 63.6%	9 81.8%	3 27.3%	1 9.1%	1 9.1%	7 63.6%	6 54.5%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%



■市が実施する今後の障がい者福祉施策について、期待していること（複数回答）

市が実施する今後の障がい者福祉施策について期待していることでは、「地域生活基盤の整備の推進」「優先調達推進法に基づく優先調達の推進」（ともに 45.5%）が最も高く、次いで「事務手続きの簡素化」「障がいのある人の経済的負担の軽減」（ともに 36.4%）となっています。



■対馬市在住の障がいのある人、または、障がいのある子どもたちを取り巻く環境について、日頃感じていることや意見など（自由記述）

<ul style="list-style-type: none"> ・入所やショートステイ施設の不足 ・中地区のサービスの不足・グループホームの不足 ・生活介護やA型事業所が必要・上地区から療育デイサービスへの通所負担が大きい
<ul style="list-style-type: none"> ・入所やショートステイ施設の不足（特に緊急時） ・上地区から療育デイサービスの通所負担が大きい ・中地区のサービスの不足 ・グループホームや生活介護、A型事業所の不足
<p>発達障害等について情報が多く、障害のある子どもとして捉えられることが先に立ち、ひとりの子どものように捉えられていないと感じることがある。障害の特性は理解されるべきとは思いますが、その前に障害の有無に関わらず「ひとり子ども」としての視点も必要ではないかと感じます。</p>
<p>島内で生活していける環境の施設の整備や市民が理解して頂けるよう周知することの徹底の強化が必要。</p>
<p>対馬市民の障がいに対する理解が乏しい部分があると感じる。また障がいのある子供達について親や周囲の理解がないばかりに必要なケアや支援が行き届いていないケースも見受けられる。特に近年増加中の発達障がいについてその親世代への理解の普及・啓発を進めてほしい。</p>
<p>社会資源が少ないため、家族への依存や負担が大きい。</p>
<p>障がいのあるお子さんも対馬にはたくさんおられ、小学校には特別支援クラスもありますが、より専門的に指導していただける特別支援学校（小学部・中学部）が市内にあれば、障がいを持たれたお子さんのいる家庭はとても助かると思います。</p>
<p>対馬市は高齢者に向けたサービスは多くあるが、障害者に向けたサービスはまだ不十分だと感じる。また、そのサービスも人員不足で受け入れてもらえない事もある様子。また、交通機関なども不便で高齢の親が運転しないと外出もしにくいのでは？と思う。現状、家族の負担が大きいのでは？対馬では高齢者の方々の生活が目に見えてこず、何が問題なのかさえも分かりにくい。</p>
<p>障がいのある方が住み続けたい場合の就労環境、衣食住に渡る生活環境の整備を充実して、安心して暮らせる地域作りが望まれる。個性に応じた自立のための公的支援の整備など。</p>
<p>身体的障がいのある方、精神的障がいのある方ご本人もそれぞれの大変さがあり、又ご家族や施設スタッフケアをする側の大変さもあります。本人が思いを伝えることができないもどかしさがある。ケアする側もご本人の思いをわかればよいケアにつながる。そうなればお互いがよりよい暮らしになるのになと感じます。</p>

■障がいのある人が地域で生活を継続し、社会参加を行うにあたって必要なこと

(自由記述)

<ul style="list-style-type: none"> ・生活の場として、グループホームの拡充。 ・社会参加の場として、生活介護やA型事業所が必要。
<p>生活の場としてのグループホームの拡充。社会参加の場として、生活介護やA型事業所などが設置されること。また、地域に合った規模で運営可能な独自の施策。</p>
<p>正しい情報と理解しようとする姿勢</p>
<p>対馬の障がいがある人は、高齢の親が自宅で世話をして、世話が難しくなってから施設にという場合がよくあるケースなので障がいの程度にもよるが、早い段階で就労支援日常生活支援などを受けたり、短期入所などで慣らしが必要と思われる。</p>
<p>近隣の方の協力等のインフォーマルサービス。24時間、対応できる体制作り（かけつける、入院等の受け入れ等）</p>
<p>これから先も、障がいがある方が、住み慣れた地域で生活していくには、地域の方のご理解・ご協力と、福祉関係機関と福祉施設との連携、障がいのある方が安心して対馬で生活できる環境や体制作りが必要だと思えます。</p>
<p>障害者グループホームや高齢者生活福祉センター等の施設がもっと増え、住み慣れた対馬で安心・安全な生活が保障されたら良いと思う。生活が保障されれば島外に出る必要もなくなってくるのでは？就労デイなどの充実、障害者雇用の向上などももちろんだが、そのような支援があることを障害者やご家族だけでなく、その他の住民全体にも周知されていけばよいと思う。</p>
<p>病院に行く際の福祉サービスの不足を感じている。</p>
<p>対馬市には障がいのある方が利用できる施設がなく困っている方がおられるのが実情だと思います。余儀なく対馬を離れなくてはならない方がおられると思います。</p>

■市の障がい福祉施策に関する意見・要望（自由記述）

<p>移送サービスの充実</p>
<p>障害福祉サービスのみを利用されている方は相談支援員、介護認定を受けられている方は、介護保険のケアマネージャーが担当されているが、事業所には情報が来ない事が多い。ケアマネージャーは、障害福祉サービスに必要な申請やそのタイミングを知らない方も多く、また、担当者会議等に声がかかる事もない為連携が取りづらい。申請手続きもケアマネでして下さる方とそうでない方がおられ、分かりづらい。</p>

第3章 成果目標の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けて各種事業の推進を図ります。

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本指針	
○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
目標設定の考え方	
国の基本指針に基づいて、令和元年度末時点の施設入所者数から、6%以上（5人以上）を地域生活に移行することとし、令和5年度末時点の地域移行者数を5人とします。	

成果目標		考え方
施設入所者数	68人	令和元年度末時点の入所者数
目標年度の地域移行者数	5人	令和5年度末の施設入所からグループホーム等への移行者数見込み

(2) 施設入所者数の削減

国の基本指針	
○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	
目標設定の考え方	
国の基本指針に基づいて、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上（2人以上）削減することとし、令和5年度末時点の施設入所者数を66人とします。	

成果目標		考え方
施設入所者数	68人	令和元年度末時点の入所者数
目標年度の施設入所者数	66人	令和5年度末の施設入所者数
削減見込み	2人	令和5年度末の削減見込み数

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
<p>○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本とする。</p> <p>○精神病床における1年以上長期入院患者について、65歳以上と65歳未満のそれぞれの1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。</p> <p>○令和5年度の精神病床における早期退院率について、入院後3か月時点については69%以上、6か月時点については86%、1年時点については92%以上とすることを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>国の基本指針に基づいて地域移行を進める事を基本としますが、本市においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。また、本市では対馬市自立支援協議会を保健・医療・福祉関係者による協議の場とし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議を行います。</p>

目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	1か所	1か所

成果目標3 地域生活拠点等における機能の充実

国の基本指針
○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
目標設定の考え方
本市においては、令和5年度末までの間、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、対馬市地域自立支援協議会において、年1回運用状況を検証及び検討を行います。

成果目標		考え方
目標年度の地域生活支援拠点等の確保数	1か所	令和5年度末の地域生活支援拠点のか所数
目標年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回	令和5年度における検証・検討の場の開催回数

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
<p>○就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労の 1.30 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労継続支援A型事業については、令和元年度実績のおおむね 1.26 倍以上、就労継続支援B型事業についてはおおむね 1.23 倍以上を目指すこととする。</p> <p>○就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業所数等を踏まえた上で、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用を7割以上とする。</p> <p>○就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。</p>	
目標設定の考え方	
<p>令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数4人から 1.27 倍以上にあたる6人以上とすることを目標とします。</p> <p>また、令和5年度における就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数それぞれ1人・0人・3人から、それぞれ 1.30 倍・1.26 倍・1.23 倍以上にあたる2人・0人・4人以上とすることを目標とします。</p> <p>就労定着支援事業の利用者数及び事業所の就労定着率については、市内に事業所がないため、成果目標の設定は行いませんが、今後も対馬障害者就業・生活支援センターと連携して就労定着の更なる促進に取り組みます。</p>	

成果目標		考え方	
一般就労移行者数	4人	令和元年度の実績	
目標年度の一般就労の移行者数	6人	令和5年度の一般就労移行者数	
内訳	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	2人	令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	0人	令和5年度の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	4人	令和5年度の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数

成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針
<p>○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>本市においては、国の基本指針に基づいて、令和5年度までに児童発達支援センターを1か所設置するよう検討します。</p>

成果目標		考え方
児童発達支援センター設置数	1か所	令和5年度末時点における設置数
保育所等訪問支援の実施体制	1か所	令和5年度末時点における設置数

(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

国の基本指針
<p>○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>令和5年度末までに、国の基本方針に基づいて、保育所等訪問支援を利用できる重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所確保することを目指します。</p> <p>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、対馬市地域自立支援協議会こども部会において協議することとします。</p> <p>また、国の基本方針に基づいて、令和5年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターを市内に1名配置することとします。</p>

成果目標		考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	1か所	令和5年度末時点における確保数
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1か所	令和5年度末時点における確保数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1回	令和5年度末時点における関係機関の協議の場の年間開催回数
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人	令和5年度末時点における配置数

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
○令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。	
目標設定の考え方	
現在の体制を維持するとともに、相談支援体制の更なる充実と強化に努めます。	

成果目標		考え方
基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	令和5年度末時点における相談支援体制の有無

成果目標7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針	
○令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。	

目標設定の考え方	
<p>長崎県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に、障がい福祉サービス等関連業務を担当する職員を派遣します。</p> <p>障害者自立審査等支払システム等については、現在、担当課で事業者等のサービス給付状況の把握を行っています。サービスの質の向上を図るために、具体的にどのような形での分析結果の共有や活用が考えられるか、今後検討を行います。</p>	

成果目標		考え方
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	1人	令和5年度における参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有	令和5年度における体制の有無

第4章 サービス見込量と確保方策

1. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分 1 以上 (児童の場合はこれに相当する心身の状態)である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護が必要な人	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人(障害支援区分3以上)	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者(障害支援区分6)で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

②サービスの利用実績

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①居宅介護 ②重度訪問介護	人/月	97	90	98	84	99	88
③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	時間/月	1,164	1,616	1,176	1,290	1,188	826

③サービスの見込量と確保策

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 ②重度訪問介護	人/月	88	90	92
③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	時間/月	880	900	920

○第5期計画期間の実績と現在の利用状況から、見込量を設定しました。今後も継続してサービスを提供します。

○本人の希望に沿って必要なサービスを受けることができるよう、今後もサービス提供基盤の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	<p>常に介護を必要とする方で、</p> <p>①49 歳以下の場合は障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上）</p> <p>②50 歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）</p>	<p>主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。</p>
自立訓練 (機能訓練)	<p>地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。</p>
就労移行支援	<p>就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人</p>	<p>一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。</p>
就労継続支援 A型	<p>企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者</p>	<p>一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。 (雇用契約あり)</p>

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。 (雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ①ALS患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分5以上の人	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	①障害支援区分が区分1以上の人 ②障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	68	71	67	69	66	71
	人日/月	1,564	1,523	1,541	1,486	1,518	1,543
自立訓練 (機能訓練)	人/月	4	0	4	0	4	0
	人日/月	92	0	92	0	92	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	0	4	2	4	2
	人日/月	92	0	92	36	92	33
就労移行支援	人/月	6	2	6	3	6	3
	人日/月	138	26	138	49	138	64
就労継続支援 (A型)	人/月	4	4	4	4	4	4
	人日/月	92	83	92	86	92	88
就労継続支援 (B型)	人/月	118	123	118	122	118	123
	人日/月	2,714	2,487	2,714	2,433	2,714	2,472
就労定着支援	利用者数/年	10	0	10	0	10	0
療養介護	利用者数/年	14	12	14	13	14	14
短期入所	人/月	4	2	4	3	4	1
	人日/月	56	37	56	36	56	29

③サービスの見込量と確保策

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	71	72	72
	人日/月	1,491	1,512	1,512
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	2	2
	人日/月	60	60	60
就労移行支援	人/月	4	5	6
	人日/月	80	100	120
就労継続支援（A型）	人/月	4	5	6
	人日/月	88	110	132
就労継続支援（B型）	人/月	124	126	128
	人日/月	2,480	2,520	2,560
就労定着支援	利用者数/年	1	2	3
療養介護	利用者数/年	14	14	14
短期入所	人/月	3	3	3
	人日/月	36	36	36

○生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所は、第5期計画期間の実績と現在の利用状況から、見込量を設定しました。

○自立訓練（機能訓練）、就労定着支援については第5期計画期間の実績が無かったことから、今後はニーズの把握に努めるとともに、それぞれに適切な量を見込むこととします。

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者(身体障がいのある人)にあっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。))	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

② サービスの利用実績

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	2	0	2	0	2	0
共同生活援助(グループホーム)	人/月	61	60	64	65	67	63
施設入所支援	人/月	64	66	63	64	62	65

③サービスの見込量と確保策

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	人/月	69	74	79
施設入所支援	人/月	66	66	66

○自立生活援助は、第5期計画期間の実績が無く、今後の利用の見通しも現在のところ無いことから、見込みを0人としています。

○共同生活援助（グループホーム）については、第5期計画期間の実績と現在の利用状況から、見込量を設定しました。また、障がい者の地域移行を促進する観点から、地域における居住の場として、今後も施設整備の促進を図ります。

○施設入所支援については、第5期計画期間の実績と現在の利用状況から見込量を設定しました。今後も継続してサービスを提供します。

（4）相談支援

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<p>①障がい福祉サービスを申請した障がい者または障がい児であって、市がサービス等利用計画案の提出を求めた人</p> <p>②地域相談支援を申請した障がい者であって、市がサービス等利用計画案の提出を求めた人</p>	<p>①サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>②継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>

サービス名	主な対象者	サービス内容
地域移行支援	①障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ②精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/年	50	121	51	140	52	145
地域移行支援	人/年	1	0	2	0	3	0
地域定着支援	人/年	1	0	1	0	1	0

③サービスの見込量と確保策

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/年	159	174	190
地域移行支援	人/年	1	1	1
地域定着支援	人/年	1	1	1

○計画相談支援は、第5期計画期間の実績と現在の利用状況から、見込量を設定しました。今後も継続してサービスを提供します。

○地域移行支援及び地域定着支援については、第5期計画期間の実績が無かったことから、今後はニーズの把握に努めるとともに、それぞれに適切な量を見込むこととします。

2. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本市が実施する地域生活支援事業は、以下の通りです。

名称	実施事業
必須事業	①相談支援事業
	②成年後見制度利用支援事業
	③成年後見制度法人後見支援事業
	④意思疎通支援事業
	⑤日常生活用具給付等事業
	⑥手話奉仕員養成研修事業
	⑦移動支援事業
	⑧地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	①訪問入浴サービス事業
	②日中一時支援事業

(1) 必須事業

① 相談支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、介護者等	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1

【サービスの見込量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1

○障害者相談支援事業については、現在事業を実施している事業所数から、1か所と見込んでいます。今後も障害者相談支援事業の周知を図り、障がい者やその家族の不安や不便さを少しでも解消できるような相談支援体制の充実に努めます。

② 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者	障がい福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

○第5期計画期間においては、成年後見制度利用事業の利用実績はありませんが、利用の希望があった場合に対応する体制の確保を行います。

○今後も成年後見制度の周知を図り、制度の利用促進に努めます。

③成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有

【サービスの見込量】

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

○今後も制度の周知に努めるとともに、利用の希望があった場合に円滑に対応できるように、更なる体制の整備に努めます。

④意思疎通支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービスの実績】

種類	単 位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	50	50	50	26	50	25

【サービスの見込量】

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	30	30	30

○第5期計画期間の利用実績から、利用量を見込みました。

○広報や窓口等で事業内容の周知を図り、サービス利用を促進します。

⑤日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等であって当該用具を必要とする者	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める6種の給付・貸与が行われます。

【サービスの実績】

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	件/年	5	0	5	1	5	5
自立生活支援用具	件/年	10	4	10	1	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	5	2	5	1	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	5	5	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	720	682	744	693	768	768
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	0	2	1	2	2

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	5	5	5
在宅療養棟支援用具	件/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	720	740	760
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	2

○第5期計画期間の利用実績から、利用量を見込みました。

○広報等で事業の周知を図り、障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるように、障がいの特性に応じた適切なサービス提供が行われるように努めます。

⑥手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	実施主体が適当と認めたもの	手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修事業	人/年	1	0	1	0	1	6

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	5	5	5

○第5期計画期間の事業実績から、修了見込者数を見込みました。

⑦移動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
移動支援事業	市が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
移動支援事業	人/年	70	59	70	69	70	70
	時間/年	5,200	5,564	5,200	4,973	5,200	5,200

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	75	75	75
	時間/年	5,400	5,400	5,400

○第5期計画期間の利用実績から、利用量を見込みました。今後もサービスを提供する事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑧地域活動支援センター機能強化事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
地域活動支援センター機能強化事業		障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センター	か所数	2	2	2	2	2	2
	延べ人/年	300	296	300	301	300	300

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	か所数	2	2	2
	人/年	30	30	30

○第5期計画期間の利用実績から、見込量を設定しました。

○今後も地域活動支援センターの周知を行い、利用を促進します。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者手帳 1 級・2 級に該当する方であって、両上肢及び両下肢の機能の障がいをもつ方またはこれに準ずる肢体不自由のある方で、家庭で入浴することが困難な方	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービスの実績】

種類	単 位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
訪問入浴サービス事業	人/年	4	4	4	4	4	4

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	4	4	4

○第5期計画期間の利用実績から、見込量を設定しました。

○サービスを提供する事業者と連携し、必要なサービス量の確保を図ります。

②日中一時支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日中一時支援事業	日中において支援するものがいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

【サービスの実績】

種類	単位	第5期計画期間					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援事業	人/年	15	12	15	8	15	8

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/年	8	8	8

○第5期計画期間の利用実績から、見込量を設定しました。

○障がいの特性や状況に合わせた適切なサービスが提供できるように、サービスを提供する事業者等と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

3. 障がい児通所支援等の見込量と確保方策

(1) 障がい児通所系サービス

① サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所系サービスの利用が困難な重度の障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

② サービスの利用実績

種類	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	20	20	20	22	20	19
	人日/月	160	158	160	216	160	211
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	30	20	30	20	30	19
	人日/月	160	277	160	338	160	308
保育所等訪問支援	人/月	4	0	8	0	12	0
	人日/月	32	0	64	0	96	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

③サービスの見込量と確保策

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	23	25	27
	人日/月	230	250	270
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	20	21	22
	人日/月	300	315	330
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	1

○児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、第5期計画期間の利用実績から、見込量を設定しました。

○医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、市内に事業所が無く、市外の利用実績もないことから、見込量を0人としています。

○未就学児のいる家庭に対して、各サービスの周知を図り、利用を促進するとともに、サービスを提供する事業者等と連携して、サービスの確保を図ります。

(2) 障がい児相談支援サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
障害児相談支援	障がい児通所サービスを希望する児童	<p>①障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>②継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

②サービスの利用実績

種類	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害児相談支援	人/月	54	18	58	16	62	14

③サービスの見込量と確保策

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	17	17	18

○第5期計画期間の利用実績から、見込量を設定しました。

○障がいのある児童に対して早期に適切な支援が提供されるように、障害児相談支援の利用について、更なる周知に努めます。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や国・県の関係行政機関等との連携を強化するとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、雇用分野・教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行います。

また、事業所の人材の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する市民への情報提供を図るとともに、市内の障がい福祉サービス従事者が新たな知識や技術を習得できるように、研修受講の支援や従事者相互の情報交換・共有の促進を支援します。

2. PDCAサイクルによる評価と計画の見直し

(1) PDCAサイクルによる評価

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第八十八条の二において、「計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずる」こと（PDCAサイクル）とされています。

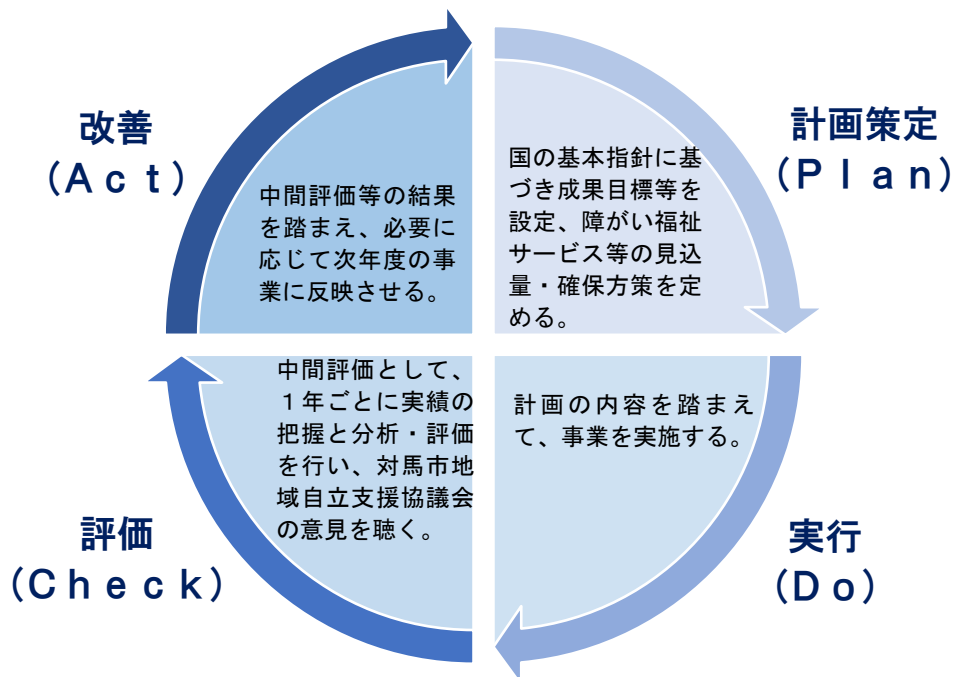
「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「改善（ACT）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

(2) 本計画におけるPDCAサイクル

障がい福祉計画策定に関する国の基本指針を踏まえ、本計画におけるPDCAサイクルのプロセスは以下のとおりとします。

目標数値及びサービス見込量については、計画の進捗管理を行う機関として「対馬市地域自立支援協議会」に各サービス等の実績を年1回報告し、住民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行います。

計画終了年度である令和5年度には、3か年の評価を踏まえ、「対馬市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の策定を行います。



対馬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：対馬市福祉事務所

〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地

TEL：0920-58-2294 FAX：0920-58-2551